

函館市大会補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、函館市において開催される大会に対する補助金の交付について、必要な事項を定めることを目的とする。

(補助の対象)

第2条 補助の対象は、市長が公益上必要と認める全道、全国および国際規模の大会を主催する者とする。

(補助金の額)

第3条 補助金は、予算の範囲内において交付するものとし、その限度額は、別表に掲げるとおりとする。

(補助の交付申請等)

第4条 補助金の申請および交付決定等については、函館市補助金等交付規則（昭和62年函館市規則第43号）の定めるところによる。

(その他の必要事項)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

参 加 人 員	補 助 金 の 限 度 額		
	国 際	全 国	全 道
100人以上 500人未満	300 千円	200 千円	100 千円
500人以上1,000人未満	300 千円	300 千円	300 千円
1,000人以上1,500人未満	500 千円	500 千円	500 千円
1,500人以上2,000人未満	800 千円	800 千円	800 千円
2,000人以上3,500人未満	1,000 千円	1,000 千円	1,000 千円
3,500人以上	市長が別に定める額		